

消費・安全対策交付金

みどり戦略推進課

令和6年度 消費・安全対策交付金 について

1 消費・安全対策交付金とは

将来にわたり安全な食料の安定供給を確保していくためには、国民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止による食料の安定供給体制の整備等を、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じて機動的かつ総合的に実施していく必要がある。

本交付金は、このような観点に立って、それぞれの実態に応じた目標を明確に示した上で、総合的な取組を実施し、食品の安全と消費者の信頼確保及び食料安全保障を確立するものである。

本県では、県内農産物の「安全性の向上」及び「伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止」を目的に以下の4事業を実施している。

2 事業の概要

(1) 農薬の適正使用等の総合的な推進

(1,030千円 交付率1/2以内)

【目標値】

交付金実施要領に基づき、「農薬の不適切な販売及び使用の発生割合*」を目標値とし、その値を「**5.5%**」とする。

*違反率 = $(A + B) / 2$

A：不適切な販売者数 / 調査実施販売者数 = $11 / 100 = 11\%$

B：不適切な使用者数 / 調査等実施使用者数 = $0 / 350 = 0\%$

ア 農薬の安全使用の推進

県産農産物の安全性確保及び農薬の使用に伴う危害の防止を図るため、次のことに取り組んだ。

① 農薬危害防止運動（6～8月）

② 農薬使用者、販売者等を対象に研修会の実施

・ 農薬販売店研修：1回（1月）、参加者55名

・ 農薬適正使用アドバイザー認定研修会：4回（2～3月）、165認定

③ 啓発資料（農薬危害防止ポスター、農薬中毒対策冊子）の作成

イ 農薬の適切な管理及び販売の推進

農薬の適切な管理、販売の推進並びに農薬の飛散防止対策等の推進を図るため、次のことに取り組んだ。

① 農薬販売者及び防除業者等を対象に、農薬管理指導士認定研修会の実施（2月）
農薬の適切な管理、販売及び関係法令の遵守等の意識向上を図り、79名認定。

② 農薬販売者に対する「農薬取締法」に基づく立入検査の実施

・ 検査数：100件（販売届出店舗（令和6年4月1日時点）：534件）

・ 違反数：1件

内訳：帳簿の記録、保存の不備（農薬取締法第20条）：1件

・ 改善状況

販売責任者に対し、違反事項を説諭した結果、改善の意思が示された。

次回立入検査時に改善されているか確認を行う。

③農薬の不適切な使用発生調査の実施

JAグループ、とくしま安2GAP認証取得者が実施している、出荷前物に対する残留農薬モニタリング調査の結果を基に、不適切な使用事例の把握に取り組んだ。その結果、不適切な使用事例は認められず、法に基づく指導等は実施しなかった。

・検査数：341件

・違反数：0件

【実績値・達成度】

実績値：0.5%

達成度：111%（評価A）

A：不適切な販売者数／調査実施販売者数＝1／100＝1.0%

B：不適切な使用者数／調査等実施使用者数＝0／341＝0%

違反率＝（1.0%＋0%）／2＝0.5%（実績）

達成度＝（1－実績値0.5%×2）／（1－目標値5.5%×2）×100＝111%

（参考）年次別実績推移

項目	R2	R3	R4	R5	R6
農薬の不適切な販売の発生割合	11.6%	13.0%	11.1%	10.6%	1.0%
農薬の不適切な使用の発生割合	0%	0%	0%	0%	0%
実績値	5.8%	6.5%	5.5%	5.3%	0.5%

ウ 農薬残留確認調査等の実施

本県特産物の「スタチ（施設栽培）」及び「厳寒期どりリーフレタス」について、栽培状況や果実等の形状等が、農薬の残留状況に与える影響を調査し、国が定めた農薬登録基準に適合しているかを確認した。

①スタチ（施設栽培）

“ピリベンカルブ（殺菌剤）”及び“シクラニリプロール（殺虫剤）”の2成分を分析した結果、両剤ともに農薬登録された使用基準どおりの使用で、食品衛生法上の農薬残留基準値以内であった。

②リーフレタス（厳寒期どり）

“カスガマイシン（殺菌剤）”を分析した結果、農薬登録された使用基準どおりに使用すると、食品衛生法上の農薬残留基準値を超過することが示唆されたため、今後、関係者と協議し、使用方法について検討する。

（2）病害虫の防除の推進

（1,192千円 交付率1／2以内）

ア 防除が困難な作物の防除体系の確立

【目標値】

交付金実施要領に基づき、「従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等の普及取組数」とし、その値を「20回」とする。

新たに確立した調査手法、防除技術等の普及を目的とした周知回数
 レタス:2回、ブロッコリー:3回、トマト:3回、ナス:3回、キュウリ:2回
 イチゴ:2回、ネギ:2回、ツルムラサキ:1回、エンサイ:1回

(ア) 発生パターンの変化や使用可能な農薬の減少により防除が困難となっている作物に対する防除体系の確立

近年、本県において新たに発生が認められた病害「レタス疫病」について、防除技術の実証等により、効果的な防除体系について検討した。

①レタス疫病に対する品種感受性試験

県内で主に栽培されている3品種について比較した結果、本病に対する感受性に大きな差は認められなかった（抵抗性は持っていない）。

②有効薬剤のスクリーニング試験

3剤の防除効果を検討した結果、2剤（ピカルブトラゾクス水和剤、アメトクトラジン・ジメトモルフ水和剤）で防除効果が確認された。

(イ) 薬剤抵抗性病害虫・雑草により防除が困難となっている作物に対する防除体系の確立

従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫による被害を軽減するため、殺菌剤・殺虫剤の薬剤感受性検定方法の検討や天敵昆虫や光（LED）等を利用した防除技術、防除体系について検討した。

①県内のブロッコリーに発生する「黒すす病菌」の殺菌剤（「SDHI」及び「Qol」という系統の5剤）に対する感受性について、YBA寒天培地を利用した検定方法を検討した結果、感受性を問題なく判定できることが判明した。

なお、耐性菌の発生状況は、SDHI系薬剤（3剤）は、県下全域で耐性菌が確認されたのに対し、Qol系薬剤（2剤）は確認されなかった。

②トマト、ナスの害虫「タバココナジラミ」の殺虫剤（6剤）について感受性を検定した結果、3剤（スピネトラム水和剤、ピリフルキナゾン水和剤、スピロメシフェン水和剤）で感受性が低下していることが判明した。

③ナス、キュウリ、イチゴの害虫「アザミウマ類」の殺虫剤感受性検定を簡便にするキット（簡易キット）の実証を行った結果、寒天をコーティングしガラス管を殺虫剤液に漬け、乾燥後、その中にアザミウマを入れることで、感受性を判断できることが判明した。

④ネギの害虫「ネギアザミウマ」に対し、赤色及び黄色の波長を併せ持つ”新たなLED（W-LED）”による飛来抑制効果を検討した結果、本虫の飛来を抑制することはできず、防除資材としての活用は難しいことが判明した。

しかし、W-LED照射は、別の害虫「シロイチモジヨトウ」の飛来抑制効果が確認されているため、農地周辺における灯火として活用を進めていく。

(ウ) 基幹的マイナー作物の病害虫・雑草防除技術体系の確立

県内の基幹的マイナー作物に発生する病害虫について、発生・被害状況の調査、並びに農薬の適用拡大に向けた試験を実施した。

①「ツルムラサキ」に発生する「腐敗病」に対し、“シアゾファミド水和剤”の「生育期、散布処理」について検討した結果、甚発生条件下でも高い防除効果が確認された。

②「ツルムラサキ」に発生する「ハスモンヨトウ」に対し、“レピメクチン乳剤”の「生育期、散布処理」について検討した結果、実用性のある防除効果を得ることができた。また、農薬残留分析を実施した結果、収穫前日に処理した場合でも、残留基準値の100分の1以内の濃度であることも判明した。今後、農薬の登録拡大手続きを進めていく。

- ③「エンサイ（空心菜）」に発生する「褐斑病」に対し、“ペンチオピラド水和剤”の「生育期、散布処理」について検討した結果、気象条件等の影響から、発病が認められなかったため、効果は判然としなかった。また、農薬残留分析を実施した結果、収穫前日に処理した場合でも、残留基準値の2分の1以下の濃度であることが判明した。
- ④「エンサイ（空心菜）」に発生する「褐斑病」に対し、“ボスカリド水和剤”の「生育期、散布処理」について検討した結果、気象条件等の影響から、発病が認められなかったため、効果は判然としなかった。また、農薬残留分析を実施した結果、収穫3日前に処理した場合、残留基準値以内の濃度になることが判明した。
- ⑤「なばな」に発生する「アオムシ、ハスモンヨトウ、コナガ」の防除薬剤“クロラントラニリプロール水和剤”のドローン防除登録を目指し、薬害試験を実施した結果、既登録の倍濃度で散布しても薬害は発生しないことが判明した。今後、農薬の登録拡大手続きを進めていく。

先述の「ア」、「イ」及び「ウ」で開発・確立された手法等を普及させるため、次の研修会等で生産者等へ周知した。

・レタス新病害対策	：生産部会栽培講習会	4回
・ブロッコリー薬剤検定	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会 県ブロッコリー担当者会	4回 2回
・トマト害虫薬剤検定	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会	3回
・ナス害虫薬剤検定	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会 農林水産総合技術支援センター成果発表会	2回 1回
・キュウリ害虫薬剤検定	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会 農林水産総合技術支援センター成果発表会	1回 1回
・イチゴ害虫薬剤検定	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会 農林水産総合技術支援センター成果発表会	3回 1回
・ネギLED	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会	3回
・ツルムラサキ病害	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会	1回
・エンサイ病害農薬	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会	1回

【実績値・達成度】

「従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等の普及取組数」

実績値：27回

達成度：135%（評価A）

レタス:4回、ブロッコリー:6回、トマト:3回、ナス:3回、キュウリ:2回

イチゴ:4回、ネギ:3回、ツルムラサキ:1回、エンサイ:1回

計27回（実績）

達成度＝（実績値27回）／（目標値20回）×100＝**135%**

イ 総合的病害虫管理普及のための指導者の育成

【目標値】

交付金実施要領に基づき、「総合的病害虫管理の普及のための指導者の育成に必要な研修・講習への参加、当該研修・講習の開催等の回数」とし、その値を「**3回**」とする。

IPM研修の受講：2回（2名×1回）、IPM講習会の開催：1回 **計3回**

農薬だけに頼らない総合的病害虫管理を普及させるため、県普及指導員を対象に全国の研修会への参加、県普及指導員やＪＡ営農指導員、徳島県農薬適正指導アドバイザー等を対象に研修会を開催し、人材育成を図った。

① ＩＰＭ研修の受講

全国農業改良普及支援協会主催のＩＰＭ指導者認証制度事業を、県普及指導員１名が受講し、指導者として認定された。

日時：令和６年７月３０～３１日（東京都）、参加数：普及指導員１名

② ＩＰＭ講習会の開催

「令和６年度徳島県ＩＰＭ（総合的病害虫・雑草管理）実践技術研修会」の開催。

日時：令和７年３月６日

場所：徳島市（徳島グランヴィリオホテル）※オンライン併用開催

参加者数：８６名（会場：５７名、オンライン２９名）

【実績値・達成度】

「総合的病害虫管理の普及のための指導者の育成に必要な研修・講習への参加、当該研修・講習の開催等の回数」

実績値：２回

達成度：６６％（評価Ｂ）

ＩＰＭ研修の受講　：１回

ＩＰＭ講習会の開催：１回　計２回（実績）

達成度＝（実績値２回）／（目標値３回）×１００＝６６％